

福岡市共同企業体事務取扱要領

(平成7年3月22日助役決裁)

改正 平成7年7月26日、平成13年5月25日、平成14年5月1日、平成15年1月14日、平成17年7月6日、平成20年2月7日、平成20年10月31日、平成21年12月1日、平成22年4月1日、平成26年8月1日、令和元年7月23日、令和7年8月1日、令和8年8月1日

(趣旨)

第1条 本市工事を建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に発注する場合の事務取扱いについては、別に定めのある場合を除くほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領での共同企業体は、特定の工事の施工を目的としてその都度結成される共同企業体をいう。

(採用方針)

第3条 共同企業体の採用は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の効果的施工を確保する場合、又は、地場業者の技術力、経営力を強化することにより、その育成・振興を図ることを目的とする場合に行うこととし、工事の規模、性格等を勘案のうえ、そのつど採用の決定を行うものとする。

2 前項の規定により共同企業体を採用する対象工事は、原則として次の各号に掲げる規模のものとする。

(1) 一般土木工事

予定金額が、5億円以上

(2) 港湾土木工事

予定金額が、2億円以上

(3) 建築工事

予定金額が、3億6,000万円以上

(4) 電気工事

予定金額が、2億円以上

(5) 管工事

予定金額が、2億円以上

(6) 舗装工事

予定金額が、1億5千万円以上

(7) その他の工事

工事の規模及び業者の施工能力を考慮し、共同企業体による施工が必要と認められる工事。

3 共同企業体を採用する工事のうち特に必要があると認められるときは、当該共同企業体による入札に単体A等級格付業者を参加させることができるものとする。

(公募)

第4条 共同企業体を採用して競争入札をおこなうときは、構成員の数、構成員の要件及び出資比率(以下「共同企業体の要件」という。)を定め、当該入札に参加する者を公募

するものとする。

- 2 前項の公募は、財政局財政部契約課の掲示場に共同企業体の要件を掲示することにより行うものとし、当該掲示の内容には共同企業体に発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)の概要、申請書の受付期間及び場所に関する事項を含むものとする。

(構成員の数)

第5条 構成員の数は、原則として2社ないし4社とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の要件等)

第6条 すべての構成員が次の各号に掲げる要件(以下「構成員の要件」という。)に該当しなければならないものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別に係る本市競争入札参加資格の認定を受けていること(必要に応じ、等級区分又は指名希望順位を付加する。)
- (2) 発注工事ごとに定める施工実績を有すること。
- (3) 発注工事ごとに定める資格を有する技術者を当該工事に配置できること。
- (4) 発注工事ごとに定める手持ち工事の状況、受注の状況又は本店等の要件を満たすこと。
- (5) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の期間中でないこと。
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (7) 発注工事を一般競争入札に付する場合にあっては、一般競争入札実施要領に定める入札参加資格を有すること。
- (8) 発注工事を公募型指名競争入札(簡易公募型指名競争入札を含む。以下同じ。)に付する場合にあっては、公募型指名競争入札実施要領(簡易公募型指名競争入札実施要領を含む。以下同じ。)に定める公募要件を満たすこと。

2 構成員は、発注工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることのできないものとする。

3 代表者たる構成員は、構成員の要件のほか、代表者の要件として付加された要件に該当しなければならないものとする。

(出資比率)

第7条 すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の100分の75以上でなければならないものとする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならないものとする。

(結成方法)

第8条 共同企業体は、第6条に定める構成員の要件を満たす者の間で自主的に結成させるものとする。

(申請書の提出)

第9条 発注工事に係る競争入札に参加を希望する者は、申請書及び共同企業体協定書の写しを所定の期限までに提出しなければならないものとし、申請書は構成員の連名とするものとする。

2 必要に応じ第6条第1項第2号及び第3号の要件を証する資料の提出を求めるものとする。

3 第1項の申請書の様式は、様式第1号とし、協定書のひな形は、別紙のとおりとする。

4 発注工事を一般競争入札又は公募型指名競争入札に付する場合にあっては、第1項

の申請書の様式は、前項の規定にかかわらず、それぞれ一般競争入札実施要領又は公募型指名競争入札実施要領に定める様式とするものとする。

(資格の認定)

第10条 申請書を提出した共同企業体ごとに、第5条から第7条の規定に基づき定める資格の有無について審査し、当該資格を有すると認められる者を発注工事に係る競争入札に参加することができる資格を有する者として認定するものとする。

2 前項の資格審査の結果は、申請書を提出した共同企業体に通知するものとし、当該通知は、競争入札参加資格確認通知又は入札指名通知をもって代えることができるものとする。

(指名)

第11条 発注工事を指名競争入札に付す場合にあっては、前条第1項の規定により資格を有する者として認定した共同企業体を、原則として全員発注工事の入札に指名するものとする。

2 発注工事に係る入札に指名する者の数については、福岡市指名基準を適用しないものとする。

(資格認定の取り消し)

第12条 資格認定をした日から入札の時点(電子入札にあっては開札の時点)までの間において、資格認定を受けた共同企業体の構成員が競争入札参加停止の措置を受ける等構成員の要件に該当しなくなったときは、当該資格認定を取り消すものとする。

(結果通知等)

第13条 第10条第2項に規定する資格審査の結果通知は、代表者あてに行うものとする。

2 発注工事に係る図面、仕様書及び現場説明書に対する質問は、構成員の連名により行うものとする。

3 一般競争入札及び公募型指名競争入札の手続きにおいて共同企業体が提出する書面は、構成員の連名により行うものとし、共同企業体への通知、回答は代表者あてに行うものとする。

(入札及び契約)

第14条 入札は、代表者により行うものとする。

2 契約書には構成員全員が記名押印するものとする。

3 契約書中に「〇〇建設株式会社外〇社、別紙〇〇建設工事共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。」及び「発注者は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて代表者〇〇建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」の旨、それぞれ特記するものとする。

(共同施工の確保)

第15条 共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとし、発注工事に係る仕様書にその旨記載するものとする。

(建設業許可の取消し等の場合における共同企業体の報告義務)

第15条の2 構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の3第1項前段の規定に該当したときは、速やかに代表者に報告するものとする。

2 構成員は、他の構成員が前項に規定する報告を怠っていることを知ったときは、速やか

に代表者に報告するものとする。

- 3 代表者は、自己が第1項に規定する事由に該当したとき又は前2項に規定する報告を受けたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(解散の時期)

第16条 発注工事に係る契約の相手方となった共同企業体は、当該契約の履行完了後3月を経過した後でなければ解散することができないものとする。

- 2 発注工事を請け負うことができなかった共同企業体は、当該工事に係る請負契約が締結された日(当該契約が、議会の議決に付すべき契約にあっては、当該議決日)に解散するものとする。

(設計等の業務委託)

第17条 設計等の業務を共同企業体に発注する場合は、この要領の規定の例による。

(提案競技)

第18条 共同企業体を採用して工事や設計等の業務に係る提案競技を行う場合は、次項から第5項までに定める場合を除き、この要領の規定の例による。

- 2 前項の提案競技を行う場合において、提案に係る審査(提案者からの聞き取り、提案者による説明を含む。)を開始する日(以下「審査開始日」という。)の前日までに資格認定を受けた共同企業体の構成員が第6条第1項第6号に規定する要件(以下「経営状態に係る要件」という。)に該当しなくなった場合は、第12条の規定にかかわらず資格認定の取り消しは行わず、当該共同企業体は要件に該当しなくなった構成員に代わる新たな構成員の補充申請をすることができるものとする。

- 3 前項の補充申請は、審査開始日の前日まで行うことができることとし、審査開始日の前日までに補充申請ができない場合は、当該共同企業体の資格認定を取り消すものとする。

- 4 第2項の補充申請をさせる場合は、申請書及び共同企業体協定書を再提出させるとともに、必要に応じ補充の構成員に係る第6条第1項第2号及び第3号の要件を証する資料を提出させることとし、申請があった場合は速やかに第10条に規定する資格の認定を行うこととする。

- 5 前3項の取扱いは、共同企業体の代表者(異業種による共同企業体の場合は、各業種における代表者に相当する者を含む。)が経営状態に係る要件に該当しなくなった場合は、適用しない。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行し、同日以後入札公告又は掲示を行う工事等について適用する。

附 則

平成15年1月14日改正後の本要領は、同日施行し、施行日において既に公告、掲示、指名等を行っている契約についても適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、同日以後入札公告、掲示又は指名等を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、同日以後入札公告、掲示又は指名等を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行し、同日以後入札公告、掲示又は指名等を行う契約について適用する。

競争入札参加 申請書

年 月 日

(あて先)
福岡市長

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

共同企業体の構成員の

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで掲示のありました「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事」に係る競争入札に参加したいので、共同企業体協定書の写しを添えて申請します。

建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 福岡市発注に係る〇〇〇〇〇工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日(当該契約が福岡市議会の議決に付すべき契約にあたっては、当該議決日)に解散するものとする。

(構成員の住所及び氏名)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇建設株式会社

福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇建設株式会社

福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、市長及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金、中間前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について市

長と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、福岡市長及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、「福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第2第9号又は別表第3」に該当するとして、競争入札参加停止又は競争入札参加

資格取消の措置を受けた場合は、ただちに当該構成員を除名し、福岡市長に通知するものとする。

2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び福岡市長の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

3 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項まで準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合においては、従前の代表者に代えて、福岡市長及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇年〇月〇日

住所

〇〇建設株式会社
代表取締役

印

住所

〇〇建設株式会社
代表取締役

印

住所

〇〇建設株式会社
代表取締役

印